
令和5年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年12月14日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

議長(会長)	12番	安部 寛		
議長(会長)職務代理者	13番	山根 祐一		
	14番	川村 忠幸		
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子
	5番	衣笠 指囷	6番	横野 俊彦
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男
	11番	山本 知司		

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	保田 公範	公賀 義高

4. 欠席委員 山田 裕人 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 山根 祐一 | 14番 川村 忠幸 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地改良届の提出について。 | |
| | 4 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| | 5 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |

- 第8 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
第9 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、山田推進委員、中嶋推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第9回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13番 山根祐一委員、14番 川村忠幸委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は10件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地改良届の提出について。今月は1件です。内容に問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。13ページをご覧ください。今月は1件で農業用車庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。4件の該当事業がありました。14ページをご覧ください。岡島建設有限会社の別府谷川小規模砂防工事に係る発生残土及び工事資材の仮置き、有限会社 宮本組の麻生D地区単県急傾斜地崩壊対策工事に係る仮設道路、有限会社國本建設の高宮谷川通常砂防工事(補助)に係る工事用道路、資材置場、八頭町役場建設課の町道新道線歩道橋架設工事に係る現場事務所です。いずれも事業内

事務局	容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
井上推進委員	<p>報告1（農地法第3条の3第1項の規定による届出書）に係る記載の表記について</p> <p>※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他、ございませんか。無いようですので日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号26-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号26-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号26-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 篠波地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 539 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人はお父さんが亡くなられて昨年申請地を相続されましたが、機械も手放され耕作される意向がないため、第三者を通じて申請地の近辺にお住いの譲受人へ譲渡したい旨相談をされ、この度贈与の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜、果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、水稻を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅から100m程度であり問題ないと思われれます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は50年以上農業の従事期間もありますので問題はないと思われれます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

衣笠委員	<p>失礼します担当の衣笠です。12月5日に現地の確認と譲受人に立会を得まして現場で現地等の説明をしていただきました。現場は篠波集落の入口からすぐ入ったところのいいところで、北側と南側は住宅が建っており、東側と西側には幹線道と裏の方には町道、周りが住宅、道に囲まれた土地でございます。ちょっと宅地、道路よりも1mほど落ち窪んだ1枚田んぼでございます。事務局の方から説明がございましたけども、譲渡人はもう手持ちの機械もすべて処分されて農業はされないということで親戚関係にあたる譲受人が譲り受けて使われるというふうにお聞きしました。この田んぼの入口が狭いために大型機械、コンバインとか入れないので、さっき説明にありましたように、畑地として活用していきたいというふうに言われました。以上です。よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号27-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号27-2について説明をします。 【議案第1号 受付番号27-2 朗読後、説明】 土地の所在地 万代寺地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,376㎡ 理由につきましては、譲渡人と譲渡人は親戚になられ、現在申請地の所有権を2分の1ずつ持つておられます。譲渡人は県外在住で高齢になられ、今後管理も耕作もできないということで、譲受人へ譲り渡したい旨相談をされ、この度贈与の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き水稻を栽培される予定です。</p>

事務局	<p>通作については、自宅から500m程度であり問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は30年以上農業の従事期間もあり、奥さんも30年以上農業従事の経験もあり問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>はい。農業委員、議席番号8番の上田でございます。事前調査を12月8日金曜日、お昼の12時50分頃に行いました。譲渡人は千葉県在住でこちらにおられないので、譲受人と現地を確認しました。土地の所在は八頭町万代寺●●です。調査の結果は問題ありませんでした。以上で報告を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。公賀推進委員どうぞ。</p>
公賀推進委員	<p>譲渡人及び譲受人の経営面積の表記について ※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他、ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号28-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号28-3について説明をします。 【議案第1号 受付番号28-3 朗読後、説明】 土地の所在地 柿原地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 846㎡ 土地の所在地 柿原地内</p>

事務局

登記地目：田 現況地目：田
面積 899 m²

理由につきましては、申請地は平成26年から譲受人が譲渡人から貸借しておられ、その契約の更新手続きを進める中で、この機会に従来の貸借を更新するのではなく、譲受人が買い受けられるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有や借り受けている農地で主に水稻や苗を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き育苗をされる予定です。

通作については、自宅から3km程度であり問題ないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は50年以上農業の従事期間もありますし、奥さんや子供さんも農業に従事されておりますので、問題はないと思われま

す。最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き育苗をされるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。

川村会長職務
代理者

はい。それではこの件に関しまして14番川村、報告させていただきます。譲渡人は下門尾に住んでおられまして、柿原という村自体がもう30年前ぐらいから廃村になっておりまして誰も住んでおりません。そのため譲渡人自身も20年くらい田の管理をやっていなくて、実情は譲受人に10何年前から苗木とか水稻の関係でお世話になっているということで、譲渡人がもうご高齢になって、土地は4筆あるらしいんですけども、4筆の中、この2筆が道路沿いにございまして、耕作とか苗を作るのに便利だと。あと2筆は山の方になるんで購入まではいかないということで、譲受人と話がついたようございまして、お互いこの2筆につきましては、譲渡につきまして喜んでおりまして、譲受人は、商売として苗木の販売とか、そういうものをやっておりますので、今後は二つの田んぼを苗木の育成に使っていきたいというふうにおっしゃられております。お二人のお話を聞いた中では非常に喜んでおり問題ないというふうに考えております。承認よろしくをお願いします。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 29-4 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 29-4 について説明をします。</p> <p>【議案第 1 号 受付番号 29-4 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 203 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 44 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人は昨年この申請地を相続されましたが、県外に在住であり管理も耕作もできないため、譲受人へ譲り渡したい旨相談をされ、贈与の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で主に野菜と花を栽培されています。今回譲り受けられる農地でも、野菜や花を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅から 100m 程度であり問題ないと思われ ます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は 3 年以上農業の従事期間があり、またお母さんも 12 年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われ ます。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜と花を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、6 番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横野委員

6番横野です。29-4について説明させていただきます。12月5日にですね、譲渡人と電話でお話をさせていただきました。また譲受人にはその同じ日12月5日に現地でお話をさせていただいたということですが、事務局の方からお話があったとおり、譲渡人は県外に長年住んでおられて、こちらに帰ってくる予定もないということで、なかなか管理もできないというような状況が続いている中で、長年譲受人、先代のときから管理をお願いしていたという経過の中で、今回譲渡人と譲受人の間で話がまとまったというような状況です。場所はですね、用呂集落の中を通る道と住宅に囲まれたような場所に当たりますけども、譲受人の自宅のすぐ近くということもあって非常に管理の方もやりやすいというようなことからまとまったというような状況でございます。問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号5-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号5-1 朗読後、説明】

土地の所在地 橋本地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 934 m²のうち 35 m²

事務局

資料については、議案書の5ページから13ページに付けています。

場所については、議案書の5ページから6ページに図面を付けていますが、橋本集落の農地になります。土地利用計画図は8ページに付けています。

転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中であり、往来が危険なため、自宅近くの土地に墓地を整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、西側、南側は申請人が所有する畑、北側は里道であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、11番 山本知司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山本委員

11番の山本です。受付番号5-1、橋本●●につきましてはですね、12月3日に申請人に電話、それから現地確認いたしました。さきほど事務局から説明があったとおりであり問題ないと思いますので承諾の方よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号6-2から11-7についてですが、関連することから、事務局は一括して説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号6-2から11-7について一括して説明します。 議案書の2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>今回の申請は、山志谷集落より、集落の総意として、集落内の農地が高齢により、獣害を防ぐことが難しく耕作を継続することができない状況を踏まえ、農地の荒廃化を防ぐため植林を行い、今後は集落全体で管理を行いたいとの理由から提出されたものです。</p> <p>転用の目的はすべて植林です。 始めに、受付番号6-2について説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号6-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 山志谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 294 m²</p> <p>土地の所在地 山志谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 23 m²</p> <p>土地の所在地 山志谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 168 m²</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の14ページから21ページに付けています。</p> <p>場所については、山志谷集落の北側及び南側の農地になります。土地利用計画図は20、21ページに付けています。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は</p>

事務局

周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

次に、受付番号7-3について説明します。

【議案第2号 受付番号7-3 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 340 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 386 m²

場所、図面など資料については、議案書の22ページから25ページに付けています。

場所については、山志谷集落地内の農地になります。土地利用計画図は25ページに付けています。

審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明しますが、すべて受付番号6-2と同じ内容であります。審査基準はすべて適合です。

次に、受付番号8-4について説明します。

【議案第2号 受付番号8-4 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 515 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

事務局

面積 510 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 181 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,408 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 58 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 44 m²

場所、図面など資料については、議案書の26ページから31ページに付けています。

場所については、山志谷集落地内の農地になります。土地利用計画図は30、31ページに付けています。

こちらも審査基準の確認を行ったところですが6-2と同じ内容でありまして審査基準はすべて適合しております。

次に、受付番号9-5について説明します。

【議案第2号 受付番号9-5 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,398 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 89 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 135 m²

場所、図面など資料については、議案書の32ページから41ページに付けています。

場所については、山志谷集落地内及び南側の農地になります。土地利用計画図は39、40、41ページに付けています。

こちらも審査基準については6-2と同様で適合しております。

次に、受付番号10-6について説明します。

【議案第2号 受付番号10-6 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

事務局

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,833 m²

場所、図面など資料については、議案書の42ページから45ページに付けています。

場所については、山志谷集落の南側の農地になります。土地利用計画図は45ページに付けています。

こちら審査基準については6-2と同様で適合しております。

最後に、受付番号11-7について説明します。

【議案第2号 受付番号11-7 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 337 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 681 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 4.99 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 942 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 46 m²

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 39 m²

場所、図面など資料については、議案書の46ページから52ページに付けています。

場所については、山志谷集落の北側の農地になります。土地利用計画図は51、52ページに付けています。

こちら審査基準については6-2と同様で適合しております。

説明は以上です。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので、6-2から11-7まで一括して報告させていただきます。この地域の区長さんとお話をさせてもらいました。この地域は農振除外してですね、ここに植林をするということでありまして。これについて集落の中の総意をいただいたということでありまして。この集落では常時住んで

議長（会長）	<p>おられる方は高齢の方が2人おられます。その方が亡くなれば廃村というような形になってくる。事務局の説明にもありましたように、今現在残っている方が管理できるように、その時のために植林をして、管理するというこのようです。今年もですね、水田を一農家で作っておられましたけど、来年からはもう水田はやめてしまう、畑作をですね、下から上がってきてするんだということのようでもあります。植林につきましてはですね、植林すると鹿が出てきて食べてしまうというようなことがありますので、従来メッシュ柵で囲っているほ場をですね、植林していこうということで、このたび申請されたところは、周りがメッシュ柵で囲まれてですね、鹿が入ってこないということのようでもあります。将来的には山志谷集落の廃村に向かっての取り組みだというようなことでありました。内容的にはそういうことでもあります。では審議に入らせていただきたいと思えます。受付番号ごとに審議の方はさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。</p>
	<p>始めに、受付番号6-2の件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。受付番号6-2について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号6-2は申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして受付番号7-3の件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。受付番号7-3について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号7-3は申請どおり決定いたします。</p>

議長（会長）	続きまして受付番号8-4の件につきまして、質問意見はありませんか。鎌谷推進委員どうぞ。
鎌谷推進委員	8-4について地図を見たときにですね、家屋があるところに本当に植林をされるんだらうか。住むことができなくなるような状況になるのではないかと思ったりします。会長の説明を聞いて廃村にすると。廃村前提での植林だと。それはそれで理解できるんですけど果たしてそんなことでいいんでしょうかね。廃村にするために農業委員会は農地を守らずに植林すると。植林は誰がするのですか。
議長（会長）	植林は森林組合との話で補助事業をもらって植林をするということです。結局そのまま放置してしまえばもう猪、鹿の遊び場になってしまうということでやはり植林をして、管理をしながらできる間にある程度木を大きくしたいというのが地元の考えのようです。
鎌谷推進委員	農業委員会としてはどうしようもないかもしれんけども、行政として廃村を前提とするような話で農地を始末することはいかがなものかと思います。よう考えてやってください。
議長（会長）	ありがとうございます。なかなかこの部分についてはちょっと難しいところはありますけど地元の方がですね、歳をとったらなかなか動けないと話をしておられますので。ご意見につきましてはまた行政の方と相談していきたいと思えます。 他にご意見等がある方はございませんか。上田委員どうぞ。
上田委員	山志谷集落は限界集落とも言われています。住んでいる人も少ないし年寄りだと。若い人は鳥取市内に住んでいる。これはどこの集落でも言えることですが、これからはやはり各集落もね、若い人が帰ってくるようなことを考え、代々集落が続くようなことを町長部局を含め考えていかないといけないと思えます。以上です。
議長（会長）	ご意見ありがとうございます。その他に意見等がある方はございませんか。意見が無いようですので採決いたします。受付番号8-4について賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 8-4 は申請どおり決定といたします。 続きまして受付番号 9-5 の件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。受付番号 9-5 について賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 9-5 は申請どおり決定といたします。 続きまして受付番号 10-6 の件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。受付番号 10-6 について賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 10-6 は申請どおり決定といたします。 続きまして受付番号 11-7 の件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。受付番号 11-7 について賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 11-7 は申請どおり決定といたします。

議長（会長）

以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号11-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号11-1について説明をします。議案書の53ページをご覧ください。

【議案第3号 受付番号11-1 朗読後、説明】

土地の所在地 見槻中地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 52 m²

資料については、議案書の54ページから59ページに付けています。

場所については、議案書の54ページから55ページに図面を付けていますが、隼郡家集落の南西側に位置する農地です。土地利用計画図は57ページに付けています。

転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあり、往来が危険なため道路に面した利便性の良い土地に移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側は山林、南側は宅地、北側は雑種地である。周辺に農地はなく、当該地に建物は設置しないため、周辺農地へ影響はありません。

また、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流し、汚水は発生しません。

事務局	<p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
大谷委員	<p>9番大谷です。12月12日に譲渡人、譲受人に電話で確認を取りました。譲り渡し後は墓地に転用する計画に間違いがないということで確認をしております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の60ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。町長より令和5年11月30日付けで農用地利用集積等促進計画案について意見を求められているものです。整理番号164-1から238-75について説明します。</p> <p>この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地138,677㎡（86筆）と既に機構へ貸し出されている農用地52,731㎡（29筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p>

事務局	地域の担い手法人3社へ、112,028㎡(60筆)、その他17名の個人耕作者へ79,380㎡(55筆)を貸付けするものです。以上です。以上です。
議長(会長)	それでは審議を行います。整理番号164-1から238-75につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。
鎌谷推進委員	地域の担い手等への配分調整等について ※意見のみ
公賀推進委員	管理が不十分な地域の担い手等へ配分、指導について ※事務局回答、内容省略
議長(会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長(会長)	賛成多数と認めます。整理番号164-1から238-75につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第4号農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。これについて事務局より説明願います。</p> <p>議案書の85ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、八頭町長から、令和5年11月20日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>【議案第5号 申請番号5-1 朗読後、説明】 申請番号5-1について説明します。 申請地 宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,214㎡ 目的は農用地区域からの除外です。</p>

事務局	<p>理由としましては、駐車場の整備をするためです。</p> <p>議案書の86から87ページに位置図、89ページに土地利用計画図を付けています。宮谷地内に位置する農地です。この農地は、管理設道路の沿道に位置する第3種農地に該当する農用区域内の農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、1番田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>申請番号5-1について説明します。12月9日に申請人のところに電話で聞き取り、そうしましたら申請人は入院されているとのことと家族の方と話をしました。社会福祉法人との話があって、社会福祉法人が駐車場にするとというような話がまとまっているようです。場所は社会福祉法人の隣の土地です。問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員どうぞ。</p>
井上推進委員	<p>推進委員の井上です。1,214㎡の水田を、これは嵩上げをされるんでしょうか。その辺がちょっとこの図面ではわかりにくいんですけども。それと駐車場にされるにあたって舗装はされるのかどうかっていうことがないんですけども。仮に舗装するんだとすればです、ここに降った雨については、整備される側溝でもって流されるんだろうと思うんですけども、それによって下流域の用水路なり排水、これがきちんと機能するかどうかっていうのは検証されてありますでしょうか。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局は説明してください。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。89ページ、計画平面図をご覧ください。嵩上げをするか舗装をするかとのことではありますが、現段階では簡易な図面のみであります。今回は農振地域からの除外であります。これが認められれば農地転用申請が農業委員会の方に出てまいります。そこでどのぐらいの嵩上げするのか、排水機能まで転用許可の及ぶところではありませんが、許可基準に基づき確認をさせていただきます。近隣の用水路の管理者、近隣の農業者等の同意が取られましたら転用ができるものと思っております。嵩上げであるとか舗装構成等は農地転用申請で確認させていただ</p>

事務局	きたいと思います。今回はこの農地を農振農用地から除外するかどうかという点で駐車場に向けてありますが判断をいただきたいと思います。説明は以上です。
議長（会長）	井上推進委員、よろしいでしょうか。
井上推進委員	農用地区域からの除外基準について ※事務局回答、内容省略
議長（会長）	その他質問等があればお願いします。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第8 議案第6号 農地等の利用の最適化に関する指針の改定について事務局より説明願います。
事務局	議案書の91ページをご覧ください。 議案第6号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化に関する指針の改定について説明します。平成30年1月12日策定、令和3年5月11日改定の指針において「農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。」と定めていることから、この度、指針の改定について、ご審議いただくものでございます。改定案については、第8回委員会において提示しておりますとおりです。①遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標及び新規参入の促進目標の見直し、②遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標及び新規参入の促進目標の達成状況に対する評価方法の追加、③農林水産省通知等による事務的な表現の変更するものでございます。「八頭町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」「八頭町農業ビジョン」及び「八頭町人・農地プラン」等、八頭町の主要な農業指針との整合性を図った内容としております。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。鎌谷推進委員どうぞ。

鎌谷推進委員

推進委員の鎌谷です。農地面積、遊休農地面積が書いてあるんですけども、要は1,775から55ha、これを農地でないものにするというのが目標みたいですね。さらに3年後6年後と書いてあるんですけども、現状の遊休農地55haの他に担い手の農地利用集積目標の管内作付面積を見るとですね、さらに40ha、これから遊休農地が出てくると、それを全部農地でないような形にするという具合に読めるですね、この数字は。何のための農業委員会なのかよくわからんなど。結局ここに書いてあるように非農地判断ということでもありますけれども、先ほどの山志谷集落じゃないけども、みんな田んぼを雑種地か林地にするとか、そういったことしか見えない。この数字を見るとさらにこれから出てくるいわゆる遊休農地もそういった扱いをしますという数字じゃないかと思うんです。数字から見るとですよ。これに基づいては行動できないんじゃないかなというふうに思っております。それからもう一つは、94ページの新規参入の促進ですね。企業参入の推進と集落営農の法人化。規制改革会議で企業の進出とか、とにかく所有権を持たせると言ってるけども、別に八頭町の農業委員会がですね、あえて積極的に企業参入を推進、否定するわけじゃないけども、あえて企業参入を推進せにゃいけないかどうか。もっとそれであれば一生懸命農業法人の設立に取り組んだ方がいいのではないかというふうに思っておりますけども。そこら辺の方針を立てられるとこれは推進委員はできないなど。ちょっとご意見をいただきたいと思っております。いずれにしても、今の解消目標なり担い手の集積目標の数字から見ると、全部農地を農地でなくすることによって目標を達成するという数字になっているように思います。これじゃあ何のための農業委員会かわからんなど。それからもう一つ提案ですけどもこの前も11区域って書いてありましたけれども、各区域の耕作面積と遊休農地の割合を出して、各地域はどういった状況なのか教えてくれという話もしたことあるんですけども、それと合わせて船岡地域だったら、見槻の辺、八東地域だったら鍛冶屋の辺とか、郡家地域だったら明辺とかもっと具体的にそこで本当でどこまで守れるか守れんのかということ、農業委員がワーキンググループを作ってでもですね、全て集めてきてやった方がいいんじゃないかというような感じはしております。そうしないと地域計画をこれから作らないけんのに本当でどの農地を守らないけんのかとか、どういった判断で守れるのかっていうことが出てこないんじゃないかという気がしております。これは意見です。

議長（会長）

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局

はい。鎌谷推進委員さんから意見をいただきました。遊休農地を最終的にゼロにする。ページは92ページです。ゼロにするというのは国の方針でありまして、11年3月にはゼロとすることを目標としています。ただ、生産性の低い農地、守るべき農地でないという部分とは分けて遊休農地をなくしましょうというところでもあり、今回目標としてあげている数値はそれも含めて、緑判定（再生可能な遊休農地）と判断したところも、農地として解消していく目標としております。一概に全てを守るべき農地としないのではありません。少し話が飛びますが先ほど地域計画の話、11区域に分けて今後計画を作るっていう話ですが、たたき台になるものは、産業観光課（町長部局）と農業委員会事務局で事務的に作らせていただこうと思っております。それをもとに地域に出させてもらって、どこまでだったら守れるのか守れないのか判断をしていただく作業があります。全部が全部守っていこうという地域もあれば、もうよう守らんとやられるところもあろうかと思えます。意見を聞きながらそれはやっていきたいと思っております。遊休農地の解消目標については、地域計画で地域の意見を確認しながら、どこまで守るか決めていく。船岡地域だったら船岡地域全部を守るといようなことになるのかもしれませんが、そういったことを地域の方の話を聞きながら進めていくことになろうかと思えます。2点目ですが94ページの新規参入の促進目標です。前回の配布の資料には記載しておりましたが毎年新規参入の個人を2名作っていこうというのが一つと、1法人参入していただこうというのが町の計画であります。法人の参入については指針には一般企業の参入も書いてあるんですけど、町の計画では集落営農法人の設立を想定しているところです。現在、作業を受託しておられる団体等を法人化していく、その支援をしていく、1年に1団体ずつ、法人ができるよう数値目標を上げているところです。農業委員会といいますか、八頭町の目標はそういった形であります。実は先日町長部局と、土地改良事業団体連合会の視察に行かせてもらって、大きな企業が参入し農地を守っているような状況も見てきたりはしておるんですけど、現実的ではないのかなと思ったところです。八頭町としては、集落営農法人の設立を支援していく、地域の団体に守っていただく方向の新規参入の促進ということでご理解いただければと思います。以上です。

議長（会長）

はい。ありがとうございます。基本的には町産業観光課が作った計画に合わせながら農業委員会が作成したものであります。鎌谷推進委員よろしいでしょうか。

鎌谷推進委員	山に攻められるのじゃなしに山を押し返すぐらいの気持ちでやらんと農地は守れんなど思っております。頑張りたいと思っております。
議長（会長）	ありがとうございます。他にご意見等ありませんか。大谷委員どうぞ。
大谷委員	担い手集積目標の数値の推計方法について ※事務局回答、内容省略
議長（会長）	他にご意見等ありませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	賛成多数と認めます。案のとおり決定といたします。 以上で日程第8議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についての審議を終了します。 続きまして、日程第9 その他について、事務局より説明願います。
事務局	●賃借料情報について ●農業委員会ブロック別特別研修大会及び懇親会等について ●第8回定例委員会での質問事項について ●資料提供 ・八頭町農業委員会農地改良等取扱要領 ●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は1月11日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。 終了（15時50分）